

薬剤師現況報告書について（記載要領）

平成 28 年 1 月
新潟県長岡保健所

薬局における薬剤師の員数は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 5 条第 2 号に規定されるとおり、薬局開設の許可要件です。

許可更新申請に併せて、薬剤師の員数を確認させていただきます。

次の記載方法を参照の上、記入してください。

1 薬局の名称

薬局の名称を記入すること。

2 薬局の所在地の名称

薬局の所在地を記入すること。

3 前年における総取扱処方箋数

前年（1 月から 12 月）における総取扱処方箋数を記載すること。

総取扱処方箋数とは、眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれぞれ三分の二を乗じた数並びにその他の診療科の処方箋数の数との合計数をいう。

総取扱処方箋数＝眼科×2/3＋耳鼻咽喉科×2/3＋歯科×2/3＋その他

4 前年において業務を行った期間及び日数

前年における業務開始日及び業務終了年月日を記載すること。また、その期間内の業務日数を記載すること。

5 体制省令による必要な薬剤師数

前年における総取扱処方箋数を前年における業務日数で除し、それを 40 で除した数で、小数点以下を繰上げ整数とすること。

6 一週間の営業時間

一週間の営業時間を記載すること。なお、昼休み中であっても患者の求めに応じて調剤又は医薬品の販売を行う場合には、その時間も営業時間に含むものであること。

（例）一週間の営業時間：45 時間

算出根拠：9 時間/日×4 日＋4.5 時間/日×2 日

7 就業規則の一週間の就業時間又は雇用薬剤師中の最長雇用時間

就業規則により薬剤師の一週間における就業時間が定められている薬局の場合には、その時間を記入すること。就業規則により就業時間が定められていない薬局にあっては、雇用薬剤師での最長雇用時間を記入すること。

8 薬剤師の現員

各薬剤師の一週間の就業時間又は雇用時間を7の就業時間等で除し（就業規則に定める就業時間を超えて勤務する場合であっても常勤換算値を1とする。）、その合計値の小数点第2位以下を切り捨てること。

表には、管理薬剤師又は勤務薬剤師ごとに、氏名、一週間における就業時間、算出根拠、常勤非常勤の別、常勤換算値を記入すること。なお、常勤換算値は1を超えないこと。また、勤務薬剤師は勤務時間が長い薬剤師から順に記載すること。

9 薬剤師の過不足状況

8の(B)の数から5の(A)の数を差し引いて算出すること。

証明欄

住所・・・法人にあつては、主たる事務所の所在地

氏名・・・法人にあつては、法人の名称、代表者の職・氏名)

ありがとうございました。

なお、薬剤師の勤務状況が体制省令に満たない場合には、別途、申立書の提出をお願いします。